慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	優生学的人口政策の消極面と積極面
Sub Title	
Author	寺尾, 琢磨
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1940
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.34, No.9 (1940. 9) ,p.1181(1)- 1212(32)
JaLC DOI	10.14991/001.19400901-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19400901-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

世界新秩序建設のために

慶大法學部教授　前原光雄著

われ等はいま、新東亞建設のために全力を擧げて闘ひつゝある。此際、歴史の教へる過去の過誤を顧みて、冷靜に新秩序の眞意を把握し、眞率に新建設工作の一端を扶持する。これぞ、われ等一億同胞に課せられたる至上命令といはねばならぬ。

本書は、第一編國際平和思想の發展、第二編ヴェルサイユ平和體制の缺陷とその崩潰、第三編日本と世界、の三部より成り、先づギリシア聯邦以來、三千年に亙る國際平和思想の發達史を閲し、一轉、ヴェルサイユ體制の缺陷を衝いて前車の覆轍を戒め、再轉、暴虐到らざるなきイギリスの東洋諸國侵略の魔手を暴き、最後に、興亞日本の大使命と、新秩序建設の基礎條件とを、國際法學者の立場より切言せる熱血の文字である。

四六判　三五二頁
上製函入美本
定價金二圓
送料市内六錢
地方一四錢
臺樺鮮滿二七錢

東京市芝區三田二ノ一
慶應出版社
振替東京一五八一八〇番

三田學會雜誌　第三十四卷　第九號

優生學的人口政策の消極面と積極面

寺尾琢磨

目次

一、序
二、優生法と精神病
三、積極的優生法の可能性

一、序

本誌第三十三卷第十二號（昭和十四年十二月號）に於て私は「斷種法の理念とその人口政策的意義」なる表題の下に、人口政策に於ける遺傳生物學的問題を採り上げ、環境と素質、遺傳の原則と人間の遺傳性疾患、優生學的人口

政策等の諸點に論及した。當時我國に於ては斷種法は單なる法案に過ぎなかつたが、本年に入つてから第七十五議會の協賛を經て所謂「國民優生法」として公布され、同時に公布された「國民體力法」と共に愈々効力を發揮することになつた。公布された法文は當時私が取扱つた法案とは幾分違つてゐるが、主たる内容は全く同一であるから、拙稿の結論を改めねばならぬ必要はない。本稿は寧ろ前文の補遺であつて、人口素質の改善に關する消極的及び積極的側面の若干問題を考察せんとするものである。近年に於ける顯著な出生減は各國をして殆ど除外なく增殖策を以て人口政策の基調たらしめてゐるが、同時に素質改善に關する研究と政策が之によつて退歩せずして却つて著しく促進され來つたことは注目に値する。これは凡ゆる事物に於て量と質とは動もすれば相反馳するからであつて、多量生産が屢々粗製濫造に終ることは必ずしも商品についてばかりでなく、人間の再生産についても亦同じである。即ち一方に於て增殖策を强行すればするほど、他方に於て素質改善の手段を併用する必要があるのであつて、我國でも上記二法令の外に、更に各種の人口會議に於て素質に關する諸問題が多角的に論議され、また各種機關によつて多角的調査の計畫されつゝある所以である。このことは國際人口會議に於ても同樣であつて、例へば一九三七年巴里に開かれたそれでは約四十名に達する諸權威がこれに關する報告を行つてゐる。同會議の内容は Congrès international de la population, Paris 1937 なる題下に八卷に亘る尨大な報告書となつて出版されたが、その第八卷「人口の質的諸問題」Problèmes qualitatis de la population はその意味に於て特に興味あるものである。最近ショーラァは「質的人口問題」なる一文をシュモラー年報に寄せて、上記報告書の諸論文を檢討しつゝ自己の體系を發表した（E. Schorer-Qualitative Bevölkerungsprobleme, Schmollers Jahrb. 64. Jahrg. III. Heft, 1940）。本稿は斯かる包括的内容を持つものではなく、謂はゞ斷片的叙述に過ぎない。

二、優生法と精神病

優生學的人口政策とは本來の意味に於ては遺傳的惡質の防遏のみならず、同時に遺傳的良質の促進を含むべきであり、事實我國の國民優生法はその第一條に「本法ハ惡質ナル遺傳性疾患素質ヲ有スル者ノ增加ヲ防遏スルト共ニ、健全ナル素質ヲ有スル者ノ增加ヲ圖リ、以テ國民素質の向上ヲ期スルコトヲ目的トス」と規定されてゐる。然るに現在のところ、優生法は何れの國に於ても單に惡質遺傳の防遏のみを對象とし、從つて所謂「斷種法」の形式を採るのであつて、我國の優生法も直接に「健全ナル素質ヲ有スル者ノ增加」を圖るものではない。なるほど惡質の減少は相對的には良質の增加を意味するわけであるから、强ち右を以て虛構の言と爲す可きではないが、正確を尙ぶならば「…防遏スルト共ニ…」は寧ろ「…防遏シ、以テ…」と書換へるのが正しからう。或ひは最初から獨逸のように「遺傳兒防止法」と名づけたならば遙かに内容に適切なのであつて、「國民優生法」の名稱は聊か誇大に失した嫌ひがある。

即ち今日の優生學的人口政策は惡質遺傳の防遏なる消極的意義しか持たぬもので、且つその惡質とは何れの國でも殆ど精神病に限られてゐるのである。我國で斷種の對象として規定されてゐるものは遺傳性精神病、遺傳性精神薄弱、强度且惡質なる遺傳性病的性格、强度且惡質なる遺傳性體疾患及び强度なる遺傳性畸形の五種であるが、そ

の最初の三つは明かに精神病に屬する。獨逸では更に對象を詳細に規定して先天的精神薄弱、精神乖離性、躁鬱病、遺傳的癲癇、遺傳性舞踏病、遺傳性失明、遺傳性聾啞、强度の遺傳性肉體的畸形、及び强度の酒精中毒と爲してゐるが、これ亦大部分が精神病的疾患である。合衆國の規定及び結果を見ても、斷種の主たる對象が精神病に在ることは明かである。斯くて優生法を云々することは、少くとも現階段に於ては、精神病の社會的人口的意義を論ずることゝ略〻同義的と見てよいのである。

その人口的意義は一國人口に於て占めるこの患者の割合とその增減の趨勢から決定さるべく、その社會的意義は一に斯かる疾病が社會に及ぼす危險性によつて決定さるべきである。前者即ち人口的意義についてはそれ自體には格別の問題はない。文明國に於て斯かる患者の少からざることは、後段言及する通りであるが、これを單に一ケの疾病と見做せば、他の種々の疾病と特に分離して云々せねばならぬ性質のものではない。また遺傳性精神病患者の間の增殖率が特に高くて早晩國民の大部分がこの患者によつて占められるとか、乃至は反對に增殖力が特に低くて早晩この種の人口層は自然に淘汰されてしまふといふような特質もないようである。更にまた後天的精神病患者については、文明の進歩によつて一層增大する傾きがあるが、これは廣義の文明病の一つとして觀察すればよいのであつて、これだけを特別の問題とする必要はない、即ち精神病の意義は寧ろその社會的側面にあると見てよいのである。併しその人口的側面にも優生法と極めて密接な關聯をもつものがあるから、簡單に記して置かふ。それは精神病患者の生殖力に關するものである。

一般に斯かる患者に於ては生殖力は比較的に高いとされて居り、それが特に斯かる疾病を斷種の對象たらしめる重要な根據をなしてゐるのである。併しこれについては反對の意見もあるのであつて、例へばポロックは略〻次の如く論じてゐる。精神病が結婚と再生產に對する障碍たることは自明である。獨身時代にこの疾病に侵された人々は、恢復後も結婚しないであらう。……精神病は同樣にして再生產を防げる。精神病の爲に獨身に留まる人々は殆ど子供を持たない。結婚後に發病した人々は、爾後あまり子供を產まなくなる。紐育州立病院の調査によれば、十年前に退院した四四八名の婦人患者の出產統計は次の如くである。

	婦人患者			子供數	
	入院前	退院後		入院前	退院後
獨身	一五〇	一二五		二	—
有夫	二四四	二二四		六一三	一一八
寡婦	三五	六一		七〇	二
離婚	五	七		三	〇
別居	一四	三一		二四	二
	四四八	四四八		七一二	一二二

即ち前後合せて八三四人の子供を生んだことになり、換算すれば患者一人當り子供數は一・八六人である。子供の半數を女兒と假定すれば再生產粗率（生產年齡婦人數と女兒數との比）は僅かに〇・九三に過ぎない。「この率は總人口

に於ける同年齢婦人の平均率よりも遙かに低く、再生産には著しく不充分である」（註）

（註）M. Pollock-The Social Significance of Mental Disease, (Congrès Intern. Tome VIII.) pp. 223-4

併しこの計算はその十年間に起つた年齢の上進を忘れたものである。右の婦人患者は入院當時既に生産年齢にあつた者のみであるが、誰しも知る通り、婦人生産力は二十歳前後を頂點して爾後は年と共に低下するものである。故に同じ婦人について十年前と現在とを比較すれば、出産數の低下してゐるのは寧ろ當然である。ポロックは上記の數字からして、精神病の影響の一つとして一國人口の出生率低下を論じ、「精神病は一般出生率を低下せしめる一ケの重大要因である」と言つてゐるが、上述の根據からして、直ちにこれを容れることは困難である。更に注意すべきは彼の所謂精神病は廣義のもので、遺傳的なものと然らざるものとを區別してゐないことである。もし彼の結論が正しいとし、且つそれは遺傳性精神病にも當嵌まるとすれば、斯かる疾病は顯著なる自然淘汰の過程を辿りつゝあるもの、從つて彼等に斷種を適用することは全く乃至著しい程度に無意味だといふことにならう。然るに從來の報告の大部分は寧ろ彼等の間の生殖力が比較的に高いことを示して居り、特に遺傳性のものについては幾多の精神病家系の實際がこれを證明しつゝあるもの、如くである。果して然らばこれを對象とする斷種法は充分なる支持を與へられることになるのであつて、これに關する信頼すべき資料が要望される所以である。彼等の生殖力については後段改めて言及するであらう。

乍併たとへ彼等の間に自然淘汰の傾向が認められるからと言つて、これから直ちに優生學的斷種を全面的に否定しうるものではない。斷種の對象が精神病以外にもあることは暫く措くとしても、もし精神病者の數が極めて多いならば斷種は依然肯定されてよいのである。蓋し彼等はたとへ自然淘汰の過程下にあるとしても、斯かる淘汰は一般に極めて緩慢なるを原則とし、外部的干渉を離れては百年河清を待つに等しいからである。そこで問題は矢張りその數と關聯することになるのである。素よりこの種の統計は何れの國に於ても不完全を極め、大部分は單なる推定に止まることを記憶せねばならぬ。我國の如きは特に曖昧で、殆ど信憑すべき資料はない。この種の調査に於て特に困難を感ずることは、精神病の限界を確定し得ないことゝ、陰蔽の多いことである。併しいまこれを度外視して、發表された數字を見れば、例へば獨逸では斷種法の對象となる遺傳病患者は略々三十萬人で、そのうち癲癇六萬人、精神乖離性八萬人、躁鬱病二萬人、先天的精神薄弱六萬人、合せて二十一萬人の精神病患者を數へる（註）。合衆國では一九二六年以降毎年被收容精神病患者數を發表してゐるが、一九三六年一月一日現在數は人口十萬につき三二五・七人で上記獨逸の數と極めて接近してゐる。ブラウン氏の計算に據れば、世界の重要三十二ケ國の被收容患者數は人口十萬人につき少きはチェツコスロヴァキアの九七・五人。多きは南亞聯邦の四七九・三人であるが、合衆國でも紐育州とマサチュセット州は共に五〇〇人を突破してゐる。特に大紐育のマンハッタン區では一〇〇〇人を超えた。一九三六年紐育州の收容數は六萬八千で、これを例へば在監者（二〇、七二六人）に較べれば實に三倍以上に達してゐる。

（註一）E. Rüdin-Eugenik der Geistesstörungen (Congrès intern. Tome VIII. S. 209)

（註二）M. Pollock- ibid. pp. 217-8

精神病者の生殖力は比較的に高くても、生活力それ自身は確かに低調で、殆ど凡ゆる統計が彼等の間の高死亡率を示してゐる。前掲ポロックの引用する紐育州立病院の精神病者の死亡率を紐育州の一般死亡率と比較すれば、次表の如く凡ゆる年齢を通じて男女共に著しく高いことが判る。

年齢	患者死亡率（千人ニ付）			紐育州一般死亡率		
	男	女	計	男	女	計
15歳以下	20.6	12.1	17.5	1.6	1.2	1.4
15—19	58.2	52.3	55.8	2.5	2.1	2.3
20—24	45.7	53.8	49.8	3.3	3.1	3.2
25—29	36.5	50.5	42.6	3.9	3.5	3.7
30—34	38.2	42.7	40.4	5.0	3.9	4.5
35—39	44.3	41.2	42.7	6.5	4.7	4.7
40—44	51.7	45.1	48.4	9.0	6.6	7.8
45—49	59.7	48.5	54.1	13.1	9.5	11.4
50—54	72.8	55.4	63.4	19.4	13.4	16.5
55—59	89.8	68.4	78.0	27.0	20.3	23.6
60—64	135.3	90.4	110.2	38.8	30.5	34.6
65—69	172.0	120.9	143.3	53.6	44.3	48.8
70—74	256.8	171.5	207.1	76.6	65.6	70.8
75—79	339.5	239.3	280.0	112.4	102.1	106.8
80—84	418.1	321.0	357.5	167.8	148.0	156.3
85以上	466.8	348.1	382.8	254.0	233.0	241.1

（註）15歳以下ノ患者ハ殆ド全部10歳以上ナルヲ以テ一般死亡率ニ於テモ10—14歳ヲ掲ゲタリ

斯くて精神病者の平均餘命は著しく低く、例へば二十二歳の女にあつては、常人では約四十三年なるに對し、患者では十八年強に過ぎない。この高死亡率は見方によつては一種の自然淘汰の可能性を暗示するものであるが、事實は寧ろ斯かる虚弱な生命力そのものが社會負擔の増大を意味するのである。

我國でも民族衞生研究會は目下東京市内外の精神薄弱者收容所及び東京市補助學級の兒童の家族につき、兩者から五〇家族づゝ、合せて一〇〇家族につき「精神薄弱者家族調査」なるものを實施中である。調査の趣旨は「精神薄弱者にして結婚生活を營みつゝあるもの、其の配遇者竝に近親者の精神狀態、社會的適應性、犯罪、竝に反社會性、殊に夫婦に付いて結婚後の經過期間、其他姙産兒數等に付いて調査し、之れに依りて精神薄弱者の遺傳關係竝に生活力、生殖力等を知り、以て優生制度の基礎的資料たらしめん」とするもので、上記の一〇〇家族は今後行はるべき大規模の調査の小手調べだといふ。その何れの事項も上に論及した乃至は後段論及すべき諸點の解明に直接關聯したもので、一日も早くその結果の公表されんことを熱望するものである。

精神病の社會的意義は既に一言した通りその危險性にある。精神病者は大部分が性格破壞者で、彼等の間に於ける自殺や犯罪の頻發は特に指摘するまでもない。素よりロンブローゾ一派の如く犯罪を總べて精神病の所產と見做すについては多分の疑念を挾まざるを得ないが、その高度の相關性は何人も否定し得ないであらう。合衆國に於ける斷種が殆ど精神病的犯罪者に限られてゐるのを見ても、斷種法の目的がこの種の反社會性性格の撲滅にあることが判る。併し彼等の犯罪を防止するには斷種は無意味であつて、もし治療が不可能とすれば、唯だ監禁の方法あるのみである。これは家庭及び公共の財政的負擔を加重する所以であつて、著名な惡質遺傳家系ジューク家のために紐育州が一八〇〇年から一八七五年までに費した金額が一三〇萬弗を超えた事實は私の既に記したところである（註）一九三六年紐育州が精神病院で費した金額は五千萬弗であつた。この外に始めて收容された患者（一三、二二〇人）のために一億弗以上を要したと謂はれるから、合せて一億五千萬弗に達したわけである。ポロックは更に彼等自身の能力喪失に基く經濟的損失を計算してゐる。彼はダブリン及びロトカの「人間の貨幣的價値」に據つて年齢別の價値を想定し、「紐育の資料から作つた愼重な計算によれば、人が精神障碍を受けて初めて精神病院に入院すると共に、生產要因としての彼の貨幣價値は六割減少する」と論じてゐる、斯くて如上の經濟的損失を總計すれば、一九三六年だけで全米では實に十億弗を突破したと計算される（註二）。

（註一）　拙稿「斷種法の理念」五頁

（註二）　Pollock, ibid., p. 222.

精神病者が生存競爭の敗者たるべきは言ふ迄もないところで、特別の保護なき限り彼等が最下層社會に沈淪するに至ることは幾多實例の示すところである。併しこの問題について充分科學的な調査は從來缺けてゐたのであつて、この點から最近村松常雄博士の行つた東京市內浮浪者及乞食の精神醫學的調査は極めて注目に値するものである。警視廳では昨年十二月中旬から市內の浮浪者と乞食の一齊收容を開始し、約四百名を養育院その他に收容した。村松博士は養育院收容者の約七割（他の三割は引取られたり逃亡したりした）に當る二六一名（男二三五名、女二六名）を檢診し、これに直接精神病院に收容された若干名に關する報告を加へて、四月にその第一次集計を了へたのである。その發表を引用すれば次の如くである。

調査結果

第一、年齢　年齢は本人の供述に依るもので必ずしも信用出來ぬものもあり、又本人が供述不可能で推定に依るものも一〇名あり、推定困難なるものが二名あつたが、最低年齢は男一五歳、女二二歳、最高年齢は男七八歳、女七二歳、又六一歳以上のものが二四・八％に及び、其他に年齢的特徴はない。

第二、生活方法　これも亦本人の供述に據るもので必ずしも正確とは云へないが、後にも述べる樣に反復面接して訊した所に據れば左の如く分類される。但し同一人が時に從つて方法を變へるものもあり得る。養育院中二六一名に就いての結果は左の如くなつた。

（一）　自由勞働、就中（イ）輕子、土方、人夫、其他臨時傭等といふものが男にのみ二四名、（ロ）下級の流し藝人、

行商人、按摩といふもの男一六名、女一名、（八）拾ひ屋、所謂バタヤに屬するもの男六四名、女二名、以上合計で四一・〇％

（二）失業中の浮浪、男にのみ一〇名

（三）乞食、本人は乞食と云はぬものでも之と推定さるゝもの二二名、自由勞働を兼ねるもの二〇名をも加へて男一〇六名、女二〇名、計一二六名、四八・三％に達する

（四）親族又は他人より保護を受けて居るといふもの男七名、女二名、計九名

（五）其の他賣淫の疑ある女一名、刑務所より出所後浮浪中の男一名、生活方法不明男にのみ七名あり。

即ち女の七七％は乞食、男の四五％は乞食、四四％は自由勞働、就中二七％はバタヤといふことになる。

第三　其の繼續期間　自由勞働では二、三日間といふものより五〇年以上といふもの迄、乞食も一〇日位といふものより四〇年以上といふもの迄樣々であるが浮浪乃至乞食を五、六年以上といふものが、夫々四割强を占めてゐる。

第四　精神的診斷別：本人の現在症のみを以つて診斷し得るものは兎も角も、既往歷に關しては本人の供述のみが唯一の資料たる關係上診斷確定の困難なるものもあり。診査は少くとも二回繰返し、診斷不確實なるものは更に數回に亙つて反復診査し、養育院內日常の生活狀態等をも考慮して診斷の確實なるを期したがそれでも診斷未確實なるものが二七名あつた。其の診斷の主なるものを擧ぐれば左の如くなる。

一、精神薄弱

（イ）白癡　男六名、女三名、計九名、內乞食が男五名、女二名、計七名

（ロ）癡愚　男七三名、女五名、計七八名

（ハ）魯鈍　男二七名、女二名、計二九名

程度不明なるものを加へて合計男一一二名、女一一名、計一二三名（四三・六％）

二、性格異常　男三二名、女一名、計三三名（一一・七％）

就中意志薄弱性のものが大部分を占めた。

三、聾啞　男二名、聽啞　男一名

四、精神疾患

（イ）精神分裂病　男四七名、女一二名、計五九名（二〇・九％）

（ロ）其の他の精神疾患　男三一名、女三名、計三四名（一二・一％）

以上合計、男七八名、女一五名、計九三名（三三・〇％）即ち三分の一に當り、乞食だけに就いて云へば四五・五を占める。

五、腦疾患等　男にのみ五名

六、精神的には著明なる病狀を認めざるもの男三四名、女四名、計三八名（一四・五％）

第五　身體的診斷別　同一人で二個以上の項目に互るものもあるが

	男	女	計	百分比
一、盲及視力障礙	一九名	五名	二四名	九・二%
二、聾及聽力障礙	五	〇	五	一・九
三、腦溢血其他に依る運動障礙	三一	〇	三一	一一・九
四、四肢等の切斷	六	〇	六	二・三
五、其他の身體疾患	三八	二	四〇	一五・三
六、身體虚弱	九	二	一一	四・二
七、老衰	五九	一一	七〇	二四・八
八、身體的には著明なる症狀を認めざるもの	一二二	一三	一三五	五一・七
就中心身共に著明なる症狀を認めざるもの	八	一	九	三・四

（其の内六〇歳以上のものが六名あり）

第六　出生地府縣別　不明なるもの六%を除き、關東地方が男の五二%。女の六五%、就中東京が男の三二%、女の四二%を占め、其の他全國の各府縣に亙つてゐる。

第七　父の職業と生活程度　職業別では不明二八%を除き、農業二〇%、商業一九%、職人一五%、勞働者行商人其の他が一三%。

生活程度に關しては不明四〇%、貧困三一%、中程度二九%となる。

第八　教育程度　不明なるもの二二例を除き、

	男	女	計	百分比
不就學	三二名	一一名	四三名	一六・五%
尋常一——二年程度	三〇	三	三三	一二・六
尋常三——六年程度	一二一	五	一二六	四八・四

中等教育を卒へたるもの男に三名、
高等教育を受けたるもの男に一名あり。

第九　婚姻關係　不明なるもの二〇%を除き、既婚者は男の三五%、女の七三%、但し同棲中なりしものは二組に過ぎず。未婚者は男の四三%、女の二三%、即ち全年齢に亙り四一%は結婚せることなきものにして、其の理由としては概ね獨立生計不能なるが爲なりといふ。

第十　擧子數　既婚者男八三名、女一九名中子を擧げたるものは男四三名、女一二名にして、子の數は合計して男親より八三名、女親より三一名、計一一四名、即ち平均約二名なるも、其の内五四名即ち約半數は死亡し、生死不明なるもの三六名、生存判明せるものは二四名に過ぎず。二六一名の全數に對して二四名の子なれば、淘汰顯著なるものと云ひ得る。

第十一　飲酒　不明なるもの二四%を除き、酒を好むといふもの男の四六%、女の一二%、就中大酒家は男の一

八％、又通常は殆んど嗜まず又嫌ひといふもの男の三〇％、女の七三％に當る。

第十二　前科　前科ありと供述せるものは男に一九名あつた。罪質は殺人一例、放火二例、窃盗六例、詐欺、文書僞造、横領六例、賭博三例、家宅侵入一例。回數は一犯一一例、二乃至三四犯七例、一三犯一例。刑期は通計して八ケ月以上のもの九例であつた。此等のものの精神的診斷別では精神薄弱六名、性格異常八名、精神病三名、其の他二名。

但し浮浪、賭博等に依る拘留處罰の類は甚だ多いものであらうと想像される。

第十三　發見されたる場所　淺草が最も多く、深川、本所、下谷が之に次ぎ、神田、芝、日本橋、足立、麴町等の各區が稍多い所であつた。

處置に關して

……浮浪者及乞食の處置に關しては醫學的、特に精神醫學的診斷が重要なる基礎とならねばならぬことは當然の事で、其の心身に於ける本質的缺陷を闡明することなくして本當の處置方針は立ち得ない。社會事業施設の擴充と相俟つて其の活動の合理化に科學的基礎を强調したい所以である。

前記二八二名の東京市内浮浪者及び乞食の精神醫學的調査結果より考察せば

（一）精神的疾患を有するものが全體の三三％、乞食のみの四六％、を占めて居り、特に女子では全體の四八％、乞食のみの五六％に當る。腦疾患の五例と共に此等を精神病院に收容せば全體の三分の一、乞食の略半數は整理さるゝことゝなるのである。（但し中には必ずしも入院治療を要せざる程度のものもある。）

（二）精神薄弱者が全體の四四％、乞食の三七％、就中白癡の大部分は乞食をしてゐる。白癡は白癡の治療教育機關（我邦には公立のものなし）に收容し、癡愚は其の程度や性格等に從つて或は保護し、或は再教育機關で教育すべきもので、此の（一）と（二）とが實現されゝば全體の七七％、乞食の八三％が整理される筈となる。

（三）性格異常のものは一二％で、强制勤勞機關にでも收容すべきものが多いと考へられるが、此の種の機關のないのが遺憾である。

又身體の方面より觀れば

（四）病院に收容加療を要すべきものが一五％

（五）養老施設に收容すべきものが二五％

（六）盲、聾、啞、四肢の切斷等のもの二二名、運動障礙三三名ば夫々特殊の再教育を施すべきものである。

最後に精神的にも身體的にも顯著なる症狀を認めざるもの男八名、女一名中、女が巡禮の外、男は全部自由勞働を爲すもので、少くとも六〇歳以下の男四名に於ては適當の保護さへ與へれば浮浪生活より救出可能のものと考へられる。

以上が調査報告の要旨である。被調査數が比較的に少いから、右の諸結果を直ちに一般に及ぼすことは困難としても、精神病の社會的意義に關して訓ふるところは頗る大きい。唯だこの報告では彼等の間の婚姻頻度と學子數が

少く、且つ子供の死亡率の極めて高いことを示し、「淘汰顯著」と言つてゐるが、これには浮浪者及び乞食といふ地位と關聯するところの多いことを忘れてはならぬ。充分に保護された精神病者については改めて調査を必要とするのであつて、從來の報告に從へば、少くとも彼等の學子率は常人を凌駕するものが少なからぬようである。但し上述したボロックの如く、一般に精神病者の學子率は低いと考へ、延いてこれを以て一國出產率低下の原因と見做す人もある。何れにしろこの問題に於て困難なのは、精神病者なるが故に自然的生殖力が發揮されない事情の少くないことであらう。獨身時代に發病すれば結婚の機會は殆どないであらうし、結婚後に發病すれば別居その他の方法によつて夫婦生活は中斷されるであらう。即ち統計上では一般に彼等の學子數は少いのが當然で、問題は、斯かる豫防的手段の講ぜられなかつた場合にどの程度に達するかを確定することである。かゝる實例は實際には容易に得難いであらうし、さりとてこれを實驗によつて確めるような方法が果して是認されるかどうかは多分に疑問であらう。併しもし發病前の出產率を求めるならば――遺傳質そのものは發病の前後に於て異るものではないから――精神病遺傳質と出產力との關係について何等かの結論が得られるのではなからうか。

最後に殘された一つの問題がある。この問題たる、その結論の如何によつては斷種法の基礎自體を動搖せしめる性質のものであつて、それは精神病は不治なりや否やといふことである。然るに現に精神病院に收容されてゐる患者の最も多くを占める麻痺性痴呆と精神分裂症（精神乖離症）とは、今日の醫學力を以つすれば決して不治ではないのである。前者は元々黴毒による傳染病の一種であるから、遺傳の問題とは關係はなく、從つて優生法とも緣のない病氣である。遺傳的でない其他の精神病も亦多くは全治するものである。然るに後者は明かに、否寧ろ最も代表的な遺傳病であつて、例へば獨逸に於て遺傳的精神病患者二十一萬人のうち八萬人を算へることは既に述べた。また上掲の東京市に於ける浮浪者及び乞食についても壓倒的に多い。然るにこの精神分裂症――これは曾ては早發性顚呆と呼ばれた――は近年醫學界を驚倒せしめたカルジァゾル療攣療法及びインシュリン・ショック療法によつて極めて高い治療率を示してゐるのである。勿論治療率は患者の狀態や醫師の力量によつて大差はあるが、一般に少きも三割、多きは八割程度に達するらしい。我國に於てもこれに關する報告は最近屢々發表されてゐる。

惟ふに從來醫療の力の全く及ばぬ不治の病と考へられてゐたものは癲と分裂症であつた。癲については未だ有效な治療法はなく、僅かに隔離によつて傳染を防止するばかりである。この疾病の悲慘さは、それが天刑病と呼ばれる一事によつて推すことが出來る。併し元來單なる傳染病に過ぎないから、これに優生學的斷種を適用するのは無意味であり、我國の優生法が法案ではこれを含めながら、その後に至つてこれを削除するに至つたのも當然である。勿論實際には癲病院では一般に斷種を行つてゐるようであるが、これは小兒感染の危險が特に大きいからに過ぎない。もし生れると共に隔離されゝば感染の危險から免れる筈である。併しこの點では、既に母胎に於て感染して生れて來る先天性黴毒と同種の先天性癲もありうる。

然るに明かに遺傳的な分裂症が右の如く治療可能となつて、馬鹿につける藥もあるといふことになれば、これに對して斷種を適用せねばならぬ理論的根據は失はれる、少くとも薄弱となることは否定し得ない。或る遺傳質が特

に斷種法の對象となるためには、それが危險で且つ不治なることを前提とせねばならぬ。危險でないものならば放置して差支へなく（色盲の如きは例へば運轉手に取つては危險であるが、かゝる患者は最初から檢査によつて斯かる職業から閉め出されて居り從つて社會的危險はないわけである）、不治でないものならば治癒と共に危險性も消滅するから、問題は斷種ではなくて、治療の手段を與へることである。素より治療によつて遺傳質自體を改造することは出來る筈はないから、治癒した分裂症患者が子を生めば、その子は遺傳の法則に從つてまた同病となる可能性はある。この可能性は親が治癒してゐてもゐなくても異るところはないであらう。即ちこの種の疾病依然として斷種の對象とするためには、この點を强調する外はないことになるが（註）、併し子供が分裂症患者となつたならば、再びこれに治療を施せばよいのであつて、これでは何時までたつても際涯がないから斷種してしまへといふのでは醫學の意義を疑はねばならぬ。優生法は精神分裂症のみを對象とするのではないから、これだけが治療可能であつても、そのために全體的意義を失ふものとは考へられない。併しこの疾病が優生活に於て占める壓倒的地位を考慮に入れゝば、少くも優生法の社會的意義は幾分割引してよいのではあるまいか。

（註）厚生省の古屋芳雄博士は「精神病のあるものは治療し得るといふことを事々しく論じて以て反射論の根據として居る人である。恐らくインシュリン療法の如きものを指すのであらう。然しながらこの論は殆ど一顧の價値もない。何となれば遺傳學的に治療しうるといふことは「遺傳因子」を無くするといふこと、換言すれば子孫に同一の病氣の發生せざるやう保證するといふことに外ならないからである。……然し遺傳因子の否定が行はれぬ以上　病氣の輕快は子孫に取つて危險とも見らるる」と論じてゐる（同氏、民族生物學、一八五―六頁）。私は遺傳因子を否定せずとも、その社會的危險性を問題とする限り、治療の可能か否かは極めて重大な意義を帶びたもので、決して「一顧の價値もない」と速斷すべきではないと考へざるを得ない。

三、積極的優生法の可能性

今日優生法が單に惡質遺傳の防遏のみを目的とし、その掲げる他の目的、即ち健全なる素質を有する者の增加を無視してゐること、換言すればそれが單に消極面のみに限定されて積極的建設的方面を忘却してゐることは既に述べた通りである。併し元々優生學（Eugenics）なるものは、創始者ゴルトンの言葉を以てすれば、「人種の生得的な性質を改善する凡ての作用、またこの作用を最も有效に發展せしめる作用を檢討する科學」であるから、優生學的人口政策を誇稱する以上はその主たる目的は惡質の防遏よりは寧ろ良質の促進でなければならない。そこでもし良質なるものが、惡質と同樣に、メンデル法則に從つて遺傳することが確實ならば、積極的優生法は今日男女間に行はれる任意的結合を統制して、所謂「兩親の淘汰」を實現する外に道はないのであつて、ゴルトンの後繼者ピアーソンは繰返しこれを言明してゐるのである。そして優生法が漸次この方向に進むであらうことは容易に想像しるところであつて、例へば獨逸の婚姻貸付法は人種的にまた健康的に缺陷なき男女に對してのみ適用されることになつてゐる（註）。我國でも增殖奬勵の目的からこの種の制度を講究中と傳へられるが、この場合、「缺陷なき者」といふ條項は嚴格に解釋されゝば「國家として特に希望するが如き良質の所有者」を意味することゝならうから、上記の兩親の淘汰と同じことに歸着するであらう。

（註）拙稿「ナチス人口政策概論」參照

併し斯かる積極的方面に關しては消極的方面に於けるよりも遙かに複雜にして困難な問題が横はつてゐる。第一は質の規定に關するもので、第二は遺傳的素質と環境との關係である。消極的優生法に於ては對象は遺傳的惡質に限られるから、これを規定すること、換言すれば如何なる種類が國家的見地から望ましくないかを決定することは比較的容易である。反之如何なる素質が望ましいかの問題に至つては、抽象的には兎に角、實際的には到底一義的に規定し得ないであらう。良質とは一般的には肉體的精神的能力が高く延いて個人及び國家の發展に特に資するところあるものを意味するが、併し今日の如く社會的分化が徹底し、社會の各階層が相互に極めて異つた職分を分擔しつゝある事情の下に於ては、國民全體を貫く規準なるものは求め難く、延いて總てに妥當する良質なるものは規定し難いであらう。大雜把に言つても、肉體勞働者と精神勞働者に於ける理想的標準は同一ではない。更に精神勞働の範圍に於てもその仕事の性質によつて、要求される素質は極めて異るのであつて、音樂家と醫師、政治家と科學者、實業家と大學教授等を相互に比較すれば、容易に判ることである。これらに於ける素質を假りに平均したものを理想とするならば、かゝる平均人は何れの方面にも多少の活動は出來ても特に或る方面に優れた働きは爲し得ないことになり、文化の原動力たる社會的分業なるものゝ效果は著しい程度に減却せしめられるであらう。偉大な事業が常に少數の異常な人々によつて考案されることは改めて喋々する迄もないことである。

素質の斯かる社會性或ひは階層性こそ積極的優生法の前途に横はる最大障碍と認めらるべきもので、これを忘れて人間にも家畜に對して適用されつゝある優種交配を要求せんとするのは輕卒も甚だしい。後者に於ては要求される素質は、例へば競馬用馬匹に於ける速力や搾乳用牝牛に於ける乳量の如き單純にして一義的なものである。併し人間社會に於ても最近の大量生産的教育法や非常時に籍口する低調な團體教練などは、もし今後それが一層强化されるならば、何日かは人間の家畜的統一を理想とする時代を招致するかも知れぬ。そしてその曉には積極的優生法は容易且つ有效に適用されるであらう。併し人間性を沒却したこの種の人間統制は、文化を高める所以ではなく、決して吾人の希望すべき性質のものではなからう。

乍併かゝる考へ方から積極的優生法の價値を疑ふのは、實は餘りに優生學に囚はれた見方である。社會は事實幾多の階層に對立してゐるが、斯かる對立を決定するものが常に生物學的能力如何であるならば、且つその能力が全く或ひは大部分遺傳的先天的なものであるならば、一社會に於て要求される先天的素質の多樣なるべきは當然であり、延いて積極的優生法に於て樹立すべき規準が、その極度の多樣性の故に不可能となるべきは當然である。然るに各人の社會的身分の主たる根據が生物學的方面にないことは改めて說くまでもないことで、社會といふ歷史的構造のうちにあつては、種々の環境的要因こそ遙かに決定的なものである。即ち自己の家庭の地位、教育、機會の如きものがこれであつて、人は決して先天的に或る特種の職業とか社會層に運命づけられたものではない。勿論封建時代の不自由な階層主義或ひは世襲制度は別であるが、併しその場合には最初から能力の問題は切り離されて居り、從つて遺傳の問題とは無關係なものである。併し如何に環境の作用を肯定したところで、この作用が效果を示すか

否かは依然として素質の如何に懸ることは否定し得ない。そこで吾人は希望される素質なるものは決して特定の職業的乃至階層的能力の見地から決定されるが如き狹義のものではなく、一般に教育又は鍛錬に對する感受性が大なりや否やから決定される廣汎にして總括的なものであると考へてよからう。斯く後天的要因を重視することによつて、始めて「良質」の規定が可能となるのであつて、延いて積極的優生法が人口政策し結びつくことゝなるのである。謂はゞ人間は加工如何によつて各種の製品となる原料である。製品の如何に拘らず、原料の水準は高ければ高いほどよい。積極的優生法は單に高水準の原料を問題にすればよいのであつて、最初から原料を特定製品と結びつけて考へたのでは到底成立するものではなく、假りに成立したとすれば極めて階級的な、著しく偏見に歪められた專斷的なものになるであらう。人種といふ一ケの假構物と結合したナチス獨逸の人口政策がこの一つの例である。

以上は遺傳の原則が肉體的能力のみならず精神的能力も當嵌まるものとしての話である。然るに後者に關しては未だ充分なる定說はないのであつて、全くこれを否定する學者すら尠くない。新明正道氏曰く「體質の遺傳においてはワイズマンやメンデルの說くところで正當であるとしても、精神的能力については遺傳を主張し得るものでなく、遺傳が存するとしても、その法則が體質の場合と同一であるとは認めることが出來ない」と（註）。併し精神的能力の基礎たる性格なるものが著しく遺傳的であり、且つそれがメルデル法則に從ふことは數次の實驗によつて確かめられてゐるようで、我國でも例へば池見猛氏（國府津腦病院長）が四年間に亘り常人と精神病者千三百九家族、一萬五千名について行つた調査を擧げることが出來る。シュトゥンペルの報告「性格の遺傳に關する研究」Untersuchungen über die Vererbung der Charackters も亦、巴里國際人口會議に於て特に注目を惹いたもので、氏は論じて曰く「性格研究は、從來惡質の異常者及び疾病の遺傳のみが研究されて、反之常人及び生物學的に價値高き人々の遺傳が閑却されたゝめに生じた缺陷を補ふために必要とされる」と（註二）。即ち謂はゞ消極的優生法から積極的優生法への橋渡しと認められるといふのであつて、ショーラアはこの見解を讃へてゐる（註三）。

（註一）新明正道、人種と社會、三七四頁

（註二）F. Stumpel-Untersuchungen über die Vererbung des Charackters (Congrès intern. Tome VIII.) p. 124

（註三）E. Schorer-ibid. S. 22

氏の行つた性格學的研究の第一の目的は常人に關する遺傳樣態が如何にして、また如何なる法則の下に行はれるかを知ることで、第二の目的はこれをばより高い遺傳心理學的研究の前提となさんとすることである。氏の調査方法は双生兒と家系の兩者を併用したもので、著しく異色に富むものである。即ち最初に環境は等しく遺傳質は異る二卵性双生兒の各々に顯著な特徴を擧げ、同じ特徴をその近親に求めたのであつて、氏はこれによつて一應の遺傳形態を知り得たが、これを證明するために氏はバナートなる一村落の六〇の農家血統を利用したのである。そして結論を要約すれば、

（一）余の遺傳心理學的研究によれば、心的感情は能力の遺傳と同じ力で遺傳する。併しその儘ではなくて部分的にである。

（二）外界及び教育的影響の等しいといふことは、決して性格の類似を説明するものではない。蓋し果して然りとすれば二卵性双生兒は性格的に類似せねばならぬことになるが、事實はそうでない。外界の影響を過度に評價してはならぬ。

（三）四十一の例に於て、性格的に相互に極めて異る二人の近親は相互に顯著な肉體的相違を示し、反之肉體的類似と性格的類似とは平行する。

以上から求めうる實際的結論は「配遇の選擇は子供の運命を決定する」（die Ehewahl bestimmt das Schicksal der Nachkommen）といふことである。

この見地から我國に於て最近最も注目すべき計畫は、民族衛生研究會の行はんとする優良家系調査である。同會で行ひつゝある精神薄弱者家族調査については既に言及したが、この優良家系に關する良質遺傳の研究は遙かに建設的意義を帶びたもので、その成功は獨り私のみの願ではあるまい。調査要綱は次の如きものである。

優良家系調査要綱

一、優良家系としては社會的に見て優良者と見做すべき者を多數に輩出し鄉土の誇として衆目の一致せる家系を撰定すること。

二、優良者の認定には學業成績、社會的地位、又は德望、音樂、繪畫、文學等藝術の天禀、商業、工業等實業界に於ける成功、理學、工學、醫學等自然科學に於ける學殖、宗教、哲學又は道德界に於ける命名、國家社會に對する獻身的功績其の他社會的價値標準によるものとす。

但父祖の權力、財力等の餘力を以て社會的に成功せる者に就ては其の本人の能力を觀察して充分豐かな才能を有すと認められる場合に初めて優良者と判斷すべきものとす。

三、優良者は之を二階級に分ち普通人を相當に凌駕すると認められる者を「稍優秀なるもの」拔群に凌駕すると認められる者を「特に優秀なるもの」とす。

即ち前者は一般水準を超えたるものを謂ひ、後者は其の社會に於ける第一人者と目す可き者を指す事とす。

四、優良家系を撰定する最低標準としては其の家系に於て直系、傍系を通じ曾祖父母の代より今日迄に「特に優秀なるもの」二名以上、又は稍優秀なるもの」三名以上輩出せることゝす。

五、優良家系としては鄉土に本籍を有し他地方又は他都會に出て成功せるものを撰定するも可とす。

六、其の血族に犯罪者、反社會性者其の他社會より忌避される者を出したる家系は撰定せざることゝす。

七、尙其の血族に遺傳性の精神病者、精神薄弱者（低能）、病的性格者及び其の他の惡性遺傳病者を出したる家系も撰定せざることゝす。

但し遺傳性の判斷及び惡疾の認定は專門醫師に相談して決定するを要す。

從つて遺傳性と非遺傳性を問はず總べて精神身體に甚しき缺陷あるものを出したる家系は寧ろ撰定せざるを可とす。

八、優良家系圖の記載に當りては次の一般的記號を用ふること。

「常人」男□　女◇　「稍々優良なるもの」男▨　女◈　「特に優良なるもの」男▩　女◈

然して其の記載の下に姓名、職業、年齢、死亡せるものにあつては死亡時の年齢及び死亡原因を出來るだけ明記し且其の人の傳記就中優良者に就いては其の長所及び業績を正確簡潔に記載すること。

然して夫婦は〕で結び同胞は出生順位で左から右に列擧し双生兒は＝で結合さすこと。

九、優良家系は追究し得る限り昔に遡り且出來るだけ廣く調査すること。

一〇、優良家系調査用紙は格別規定せざるを以て記載に便利な適當の用紙を選びて使用すること。

右の要綱を一覽して直ちに氣づくことは、矢張り「優良」の定義の如何に困難かといふことである。「社會的に見て」とか「鄕土の誇として衆目の一致せる」といふが如き撰定標準が果して幾許の科學性を帶びうるであらうか。同じことは優良者の認定についても言ひうるのであつて、學業成績、社會的地位、天禀、成功、學殖、令名等の所謂「社會的標準」が果してどの程度に素質を反映しうるかは改めて講究を要する事項である。最も科學的なるを要するこの種の問題が神話的性格を帶びてはならぬ。

又これとは別に厚生省では最近優生結婚を提唱し、結婚相談所を開設して配遇撰擇の指導に乘り出したが、その際の眼目が肉體の問題に限定されることなく、性格その他の精神的部門にも置かれたいものである。素よりこの方面の研究は未だ搖籃時代にあるのであるから、急速にこの要望が充たされる筈はない。併し近時異常な速度で發達し來つた各種の心理測定或ひは心理試驗は、次第に個人的素質から社會的素質を問題とするに至つたから、その內容たる個性測定及び智能檢査がより進歩すれば、必ずや具體的な積極的優生策も可能とならう。これに關してはオスボーンの「素質測定の適用」(F. Osborn. The application of measures of quality-Congrès intern.) なる興味ある報告がある。

人口素質の改善に優生學的手段の無視し得ざることは否定すべくもないが、そのためには惡質遺傳の防遏を眼目とする現在の消極的、優生法が良質の增加を目的とする積極的優生法によつて補足されねばならぬ。併しこれらの手段が如何に成功したところでこれによつて、人口素質の問題が滿足に解決されるものではない。優生法は純然たる生物學的手段たるに止まり、人が生後に遭遇する一切の外界的影響を問題の埒外に置いてゐるのである。先天的素質たる遺傳質なるものは外的條件とは無關係のものであるから、これが調節は兩親の淘汰と突然異變の二つに俟つ外はなく、而も後者即ち突然異變は人の全く干涉を許さゞる性質のものであるから、畢竟兩親の淘汰だけが吾人に殘された唯一の手段となる、といふのが優生學的人口政策の基調である。假りに人間の肉體的精神的素質は總べて乃至は大部分先天的に、即ち遺傳的に決定されるものとすれば、質的人口政策は兩親の淘汰のみに終始して差支へなく、また終始せねばならないことになる。野獸や原始人の間に於てはこの原則は確かに承認しうるのである。然るに人間といふ高度の社會的彼等の間に於ては適者生存なる自然淘汰が自らこの目的を實現してゐるのである。これは一方では不適格者動物に於ては自然淘汰は極めて微力で屢々その反對の所謂逆淘汰なる現象が起つてゐる。

が保護によつて榮へ、適格者が壓迫によつて衰へるからである。この事實は特に人間の間に優生學的政策を强行すべき理由となるのであつて、消極的に不適格者の增加を防遏し積極的に適格者の增加を促進すべき必要を感ぜしめるものであるが、同時にこの事實は、人間社會に於ては後天的條件が如何に有力に先天的素質を改變してゐるかの證據である。即ち人口質の問題に於て、先天的素質と竝んで、環境の作用を重視せざるを得ない所以である。

環境即ち外的條件は一つは自然的、他は社會的なものである。人間のみならず凡ゆる生物にとつて、一定の風土がその活動の不可缺の前提たることは言ふ迄もないことで、ハンティントンの唱へるが如き氣候と文明の相關性は否定しうべくもなからう。氣候の如きは一時的には人間の能率を左右するだけであるが、持續的にはその肉體及び性格を變化せしめ、異る素質を生み出すものである。同一人種の地理的分布を觀察すればこの間の消息は明かである。最近十年間に獨逸では健康に及ぼす土地の影響に關する研究が進められ、環境論に新たな光を投ずるに至つた。ヘヒト博士は巴里國際人口會議に於てこれを採り上げ、カイザア・ウヰルヘルム研究所その他の代表的實驗七つを擧げてその結果を要約してゐる。即ち土地に附隨する放射線（Radioaktive Emanationen）、光線地瓦斯、鑛物（カルク、燐、鐵、マグネシウム、沃度等）、微生物等は生物の健康を左右する要素であつて、癌や風土的甲狀線腫その他各種疾病は著しい程度にこれらと關聯してゐるといふのである。併しヘヒト博士は注意して次の如く言つてゐる。「人間及び動物の健康狀態に及ぼす土地の影響は――少くとも科學の現狀の下に於ては――決して過當に評價されてはならぬ。……唯だ確かなことは、從來醫學者の間で數世紀に亙つて單に臆測に留つてゐたこの影響の研究が最近十年間に幾多の實驗によつて著しく前進したことである。併し多くは未だ解けざる謎であつて、いつかこの自然の秘密を解くためには醫學、物理學、化學、就中土壤學の密接な協働を必要とする」と（註）。

（註）M. Hecht-Einflüsse des Bodens auf die Gesundheit des Menschen (Congrès intern Tome VIII.) S.236

乍併これに類する自然的環境の影響を一々算へ出したら限りがないであらう。唯だ斯かる影響に關する知識が人口政策の上では大きな役割を演じてゐることは忘れてならぬ。特に植民問題と結びつければ、その意義は一層大きくなる。故に生活圏が急激に膨張しつゝある現下の我國に於ては、この問題は最も緊切なるものであつて、これに較べれば遺傳の問題の如きは著しく迂遠の感がある。

如上の自然的環境と對立する社會的環境が素質に及ぼす作用は一層複雜を極め、到底かゝる小論文に於て言及することは出來ない。玆では單に、かゝる作用の重視こそ、社會的の凡ゆる教育及び政策の理論的根據に外ならないと言ふに止める。總べて先天的素質に及ぼす環境の影響は、これを科學的に決定すること極めて困難である。これは外界の刺戟に對する各人の感受性が異るからであつて、換言すれば、素質の優劣が最初から著しい程度に介入して來るからである。通例の種々の試驗の如き、一部は素質を一部は環境の作用を示すもので、兩者を峻別することは不可能である。唯だこの方面に於て最近一卵性双生兒を利用する方法が普及し來つたことを指摘して置かふ。斯かる双生兒は遺傳質は全く同一であるから、その肉體的精神的發育は同一事情の下に於ては全く等しかるべき筈である。故に兩者の間に差が起れば、總べて外部力の影響と見なければならぬ。即ち彼等を異る環境に置くことは、

環境が素質に及ぼす作用を最も適確に示すもので、自然科學に於ける實驗と極めて類似した方法なのである。

× × ×

現に進行中の大規模な戰爭狀態が人口の動態及び靜態に及ぼす不利なる影響は恐らく想像を絶するものがあらう。それは戰病死及び負傷の如き直接の且つ數字的に示しうる損害よりも、生るべくして生れざりし巨萬の小兒や勞働の激化及び榮養の低下等によつて蒙る國民保健上の損害等の如き間接の且つ正確に測定し得ない損失に於て遙かに由々しきものがあらう。人口學は、そして就中國家の人口政策は、今や全幅の努力を傾注すべき秋である。政策の目標は素より東亞新秩序の重責を果しうる强大なる人口の實現である。强大とは何か、これを具體的に規定することは極度に困難たらざるを得ないが、それが往時の「數は力なり」の單純なる概念によつて律し得ないものであることは確實である。人口質の低下防遏と、その向上といふ殆ど未開の原野が人口學及び人口政策の前に擴がつてゐる。これが開拓は最も多角的にして同時に最も綜合的なるを要する。本稿がこの開拓の方嚮に多少の參考ともなれば幸である。

（一九四〇・八・一六）

工場精神と勞務管理

藤林敬三

內容

一　勞働の主觀的態度の一面としての工場精神
二　集團意識としての工場精神の環境心理學的理解
三　工場精神の認識方法
四　工場精神の形成とその容體的要因
五　工場精神形成の主體的要因
六　工場精神の保守性と可變性、及びその機能
七　勞務管理と工場精神
八　産業報國運動と工場精神

一

勞働は一般に各人の主觀的並に客觀的可能性の有機的、綜合的な發現であり、勞働の生産性の大小は、勞働を可